別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成29年５月29日から平成29年８月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

②　申請書及び資料等の提出期限　平成29年５月29日から平成29年６月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　平成29年７月27日から平成29年８月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

④　入札書の締切日時　平成29年８月25日12時00分

⑤　開札の日時　平成29年８月30日10時00分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年５月 29 日

契約担当役

国立研究開発法人物質・材料研究機構

総務部門長　丹沢　広行

◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　マテリアルズオープンイノベーション拠点棟等建設工事

⑶　工事場所　国立研究開発法人物質・材料研究機構並木地区　茨城県つくば市並木１―１

⑷　工事概要　本工事は、物質・材料研究機構マテリアルズオープンイノベーション拠点棟等建設工事の施工を行うものである。鉄筋コンクリート造、地上３階、延床面積約5,015㎡。

⑸　工期　平成30年３月30日まで。

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約5,630㎥、鉄筋約775t、鉄骨約245t、ガラス約1,020㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」、「企業の信頼性・社会性」(以下、「技術提案書」という。)を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、電子入札システム非対応案件であり、紙による入札書等の提出のみを受け付ける。

⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたって、設計業務成果を閲覧に供する工事である。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体、二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体若しくは異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。

⑴　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第１項の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第２項の規定に該当しない者であること。

⑶　単体又は共同企業体の代表者は文部科学省において平成29・30年度「建築」、「電気」及び「管」工事の一般競争参加資格の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資格をいう。以下同じ。)を有する者であること。特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、「電気」、「管」に係る要件を除く。異工種建設共同企業体を構成する建設企業は、それぞれ実施を予定する工事種別の工事に係る参加資格の決定を受けていること。

次の各工事区分に携わる建設企業は、経営事項審査の総合評価値の評価点数がそれぞれ①から③までに示す点数以上であること。但し、特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、次の①の建築について1,000点以上であること。また、異工種建設共同企業体については、異なる工事種別の工事を実施する組合せであり、かつ評価点数がそれぞれ①から③までに示す点数以上であること。

①　建築　1,200点

②　電気　950点

③　管　1,100点

⑷　平成19年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築一式工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。)

①　建築工事　特定建設共同企業体にあたっては、代表者は㋐の、他の構成員は㋑の施工実績を有すること。

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途　下記のいずれかに該当する施設

ａ　同種施設　研究施設

ｂ　複合用途施設　「同種施設」と認められる部分が、「３）延床面積」以上ある施設

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数２以上

３）延床面積　3,500㎡以上

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途　㋐１）に同じ

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数２以上

３）延床面積　1,500㎡以上

②　電気工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　受変電設備、中央監視制御設備、自家発電設備、動力設備、電灯設備及び火災報知設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　②㋐２）に同じ

③　管工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　空気調和設備（換気、自動制御設備等含む)、給水設備、排水設備及び消火設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　③㋐２）に同じ

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑺　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　次の①から③までの各工事区分に携わる単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できる者であること。

①　建築工事

㋐　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。)

㋑　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷①に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

ただし、共同企業体にあっては、１者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。